

技術管理者等の資格等に関する指針

目 次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 技術管理者（第2条～第6条）
- 第3章 特別管理産業廃棄物管理責任者（第7条～第10条）
- 第4章 産業廃棄物処理責任者（第11条、第12条）
- 第5章 補則（第13条～第15条）
- 附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この指針は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第1項に規定する技術管理者、法第12条の2第8項に規定する特別管理産業廃棄物管理責任者及び法第12条第8項に規定する産業廃棄物処理責任者の資格の取得に関する基準及び届出等について定める。

第2章 技術管理者

（技術管理者の資格要件）

第2条 技術管理者の資格要件は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年9月23日厚生省令第35号。以下「環境省令」という。）第17条第1号から第4号までに掲げるものとする。

（技術管理者の設置等の報告）

第3条 技術管理者を置いた事業者（事業者が自ら技術管理者としてその一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設（以下これらを「処理施設」という。）を管理する場合を含む。）又は技術管理者を変更した事業者は、川崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法施行細則（平成5年川崎市規則第28号。以下「市規則」という。）第30条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の報告に係る届出は、市規則が定める第26号様式により行い、技術管理者の資格の取得を証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 技術士の資格にあつては、当該資格の取得を証する書類
- (2) 環境衛生指導員の資格にあつては、環境衛生指導員に任命した都道府県知事又は保健所設置市の市長が作成した実務従事証明書
- (3) 学校教育法等に基づく学業の履修にあつては、当該履修をした学校の学校長が発行した卒業証明書及び履修科目証明書
- (4) 「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」にあつては、当該実務を経験した事業所の設置者が作成した実務従事証明書
- (5) 第5条第1項に定めるところにより技術管理者となる場合にあつては、別表1に掲げる講習の修了証

（技術上の実務に従事した経験）

第4条 環境省令第17条第2号及び同条第3号において準用する環境省令第8条の17第2号ロからチまでに規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」は、その処理施設又はこれと類似した処理施設において、廃棄物の処理及び処理施設の維持管理に係る技術上の実務を担当し、かつ、適正にこれを遂行した経験とする。

（技術管理者の講習）

第5条 環境省令第17条第4号に該当する者は、別表1に定める講習の修了者とする。

2 市長は、技術管理者となった者であつて、別表1に定める講習を修了していないものに対し、原則として当該講習を受講するように指導するものとする。

(設置又は変更の許可申請に係る特例)

第6条 処理施設の設置又は変更を行おうとする事業者は、環境省令第4条の2の2第1号又は第12条の2の3第1号が定める設置又は変更の許可に係る許可要件に適合するため、法の規制に準拠した当該処理施設のハードに関する事項及びソフトに関する事項に係る設計を行うに足る知識及び技能を有するものとして、別表1に定める講習を修了した者を技術管理者として置かなければならない

第3章 特別管理産業廃棄物管理責任者

(特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件)

第7条 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件は、環境省令第8条の17第1号及び第2号に掲げる者とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等の報告)

第8条 特別管理産業廃棄物管理責任者を置いた事業者(事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。)又は特別管理産業廃棄物管理責任者を変更した事業者は、市規則第29条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の報告に係る届出は、市規則が定める第25号様式により行い、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格の取得を証する書類として次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健婦、保健士、助産婦、看護婦、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師及び歯科衛生士の資格にあつては、当該資格の取得を証する書類
- (2) 環境衛生指導員の資格にあつては、環境衛生指導員に任命した都道府県知事又は保健所設置市の市長が作成した実務従事証明書
- (3) 学校教育法等に基づく学業の履修にあつては、当該履修をした学校の学校長が発行した卒業証明書及び履修科目証明書
- (4) 「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」にあつては、当該実務を経験した事業所の設置者が作成した実務従事証明書
- (5) 第10条第1項に定めるところにより特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合にあつては、別表2に掲げる講習の修了証

(特別管理産業廃棄物管理責任者の実務に従事した経験)

第9条 環境省令第8条の17第2号ロからチまでに規定する「廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験」は、その事業所又はこれと類似した事業所において特別管理産業廃棄物の管理(廃棄物の発生工程に係る業務又は処理委託に係る事務を含む。)に係る実務を担当し、かつ、適正にこれを遂行した経験とする。

(特別管理産業廃棄物管理責任者の講習)

第10条 環境省令第8条の17第1号ハ及び同条第2号リに規定する「これと同等以上の知識を有すると認められる者」に該当する者(以下「特別管理産業廃棄物管理責任者講習修了者」という。)は、別表2に定める講習の修了者とする。

2 市長は、特別管理産業廃棄物管理責任者となった者であつて、別表2に定める講習を修了していないものに対し、原則として当該講習を受講するように指導するものとする。

第4章 産業廃棄物処理責任者

(産業廃棄物処理責任者の資格要件)

第11条 産業廃棄物処理責任者の資格要件は、産業廃棄物の適正な管理を行うために必要な法の規制等に関する知識を有する者とする。

(産業廃棄物処理責任者の設置等報告)

第12条 産業廃棄物処理責任者を置いた事業者(事業者が自ら産業廃棄物処理責任者となる場合を含む。)又は産業廃棄物処理責任者を変更した事業者は、市規則第28条の規定により、当該事実が発生した日から30日以内に市長に報告しなければならない。

2 前項の届出は、市規則が定める第24号様式により行わなければならない。

第5章 補則

(兼務)

第13条 技術管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者及び産業廃棄物処理責任者は、相互に兼務することを妨げない。

(職務)

第14条 技術管理者及び産業廃棄物処理責任者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することができる。ただし、この場合においても、技術管理者及び産業廃棄物処理責任者は、処理施設の管理に支障が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の職務は、情報通信機器を用いて遠隔で実施することができる。ただし、この場合においても、特別管理産業廃棄物管理責任者は、特別管理産業廃棄物の保管場所の管理に支障が生じないよう必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第15条 この指針の運用に際して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この指針は、令和5年8月1日から施行する。

別表1 (第5条及び第6条関係)

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	(財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	(財)日本環境衛生センター

別表2 (第10条関係)

講習の種類	実施機関
特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	(財)日本産業廃棄物処理振興センター